

施設基準

I. 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です。

II. 施設基準に係る届出事項

当院では、厚生労働大臣が定める以下の施設基準に適合し、中国四国厚生局長に届出を行っています。

情報通信機器を用いた診療（情報通信）第41号

機能強化加算（機能強化）第583号

外来感染対策向上加算（外来感染）第478号

医療DX推進体制整備加算（医療DX）（届出予定）

時間外対応加算1（時間外1）第204号

地域包括診療加算2（地包加）第1393号

がん性疼痛緩和指導管理料（がん疼）第115号

在宅療養支援診療所3（支援診3）第925号

がん患者指導管理料（がん指）第2341号

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料（在医総管1）第340号

在宅がん医療総合診療料（在総）第390号

外来・在宅ベースアップ評価料（I）（外在ベI）第427号

III. 厚生労働大臣が定める揭示事項

☞機能強化加算について

当院では、「かかりつけ医」として次のような取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況、処方内容を把握し適切に服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- 必要に応じ、専門医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 診療時間外の緊急時の対応方法について情報提供を行っています。
- 予防接種の問い合わせに応じ、接種を行っています。
- 日本医師会かかりつけ医機能研修制度・応用研修会を終了しています。

☞外来感染対策向上加算について

当院では、受診歴の有無に関わらず発熱患者様等の受け入れを行っています。

☞医療情報取得加算について

当院では、質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療をおこなっています。

☞医療DX推進体制整備加算について（導入予定）

当院では、マイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制及び医療DX推進の体制を有しており、質の高い医療を提供できるように体制整備を行っています。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなど取り組みを実施してまいります。

☞地域包括診療加算について

当院では、該当する患者様に対して下記の事項を行っています。

- 健康相談を実施しています。
- 敷地内禁煙を実施しています。
- 介護保険制度の利用等にかかわる相談に応じています。
- 在宅医療を実施しています。また、加算を算定する患者様からの問い合わせには、24時間対応しています。

☞一般名処方加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品において、特定の医薬品名ではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数のお薬から選択ができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品がある医薬品で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払い頂くことになりました。

☞明細書発行体制加算について

当院では、療養担当規則に則り、領収書発行の際に、個別の診療報酬算定が分かる明細書を無料発行しています。

☞外来・在宅ベースアップ評価料（I）について

当院では、これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整えるため、令和6年診療報酬改定で新設された「ベースアップ評価料」を算定しております。この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、より良い医療を提供するために必要なものとして新設されました。今後も質の高い医療サービスの提供に努めて参ります。